

舞鶴市小中一貫教育

城北中・加佐中学校区で
モデル事業が4月1日スタート



市では、平成27年11月に「舞鶴市小中一貫教育基本方針」を策定。平成28年度から城北中学校区と加佐中学校区の2校区でモデル事業を導入し、平成30年度までの全市導入を目指します。

知(確かな学力)・徳(豊かな人間性)・体(健康や体力)のバランスのとれた「生きる力」を児童生徒一人ひとりが身に付けることを目標に教育の充実を図っています。

しかし、学校や児童生徒を取り巻く環境が大きく変化する中、学習意欲の低下やいじめ、不登校などの課題も問題となっています。また、児童が中学への進学時に、新しい環境での学習や生活に適応できない「中1ギャップ」という状況が問題となっています。

そこで、これらの課題の解決に向けた手法の一つとして小中一貫教育

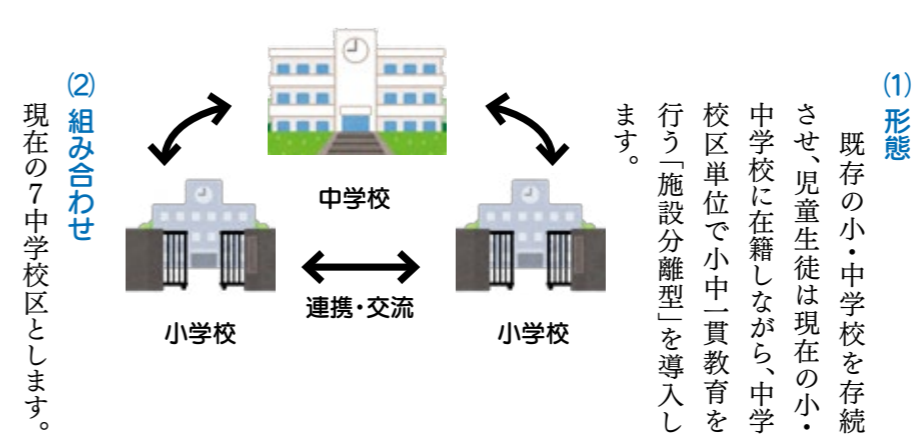
を実施します。

本市が行う小中一貫教育は、「子ども達の学力の充実・向上」、「学校生活への適応(不登校、いじめなどの問題行動の減少)」を目的に、義務教育9年間(小学校6年間、中学校3年間)を連続した期間と捉え、児童生徒の発達段階に応じた「個性のある学習指導・生徒指導、教職員や児童生徒が連携・交流を深めることにより、小学校と中学校が協働して系統的・継続的に行う、いわゆる「義務教育課程のシームレス化」を図る教育活動を行います。

▼舞鶴市小中一貫教育に関するお問い合わせは、教育企画課・学校教育課(☎66・1072)へ。



小中一貫教育の形態と小・中学校の組み合わせ



小中一貫教育の目指す目標

小中一貫教育では、教育振興についての基本方針である教育振興大綱で定める育てたい子ども像「ふるさと舞鶴を愛し夢に向かって将来を切り拓く子ども」の実現に向けて、次の3つを教育目標に、施策を推進します。

- ◆義務教育9年間で修了するのにふさわしい学力の定着
- ◆豊かな人間性や社会性の育成
- ◆小・中学校教職員の協働による9年間を見通した一貫性のある指導

学校教育の課題

子ども達の身体的成長の早熟化や思春期の早期化が進み、60年以上経過した現在の義務教育「6・3制」は、子どもの成長などの変化に対応していないという状況がある中、本市の学校教育は次のような課題を抱えています。

(1) 学力

小学校高学年から学習内容の理解が難しくなる傾向が見られ、特に、小学校から中学校へ進むとさらに増加する傾向があります。学力の習得に大きな役割を果たす家庭での学習時間についても、平成26年度の京都府学力診断テストの質問紙調査では、30分未満の児童生徒が、小学校高学年では9%、中学校第2学年では24%と、中学校に入り大きく増えています。

(2) 学校生活

小学校高学年から生徒指導上の課題が増える傾向が見られ、家庭や本人に起因するもののほか、中学校への生活環境の変化に適応できないなどの理由により、中学生の不登校が増加しており、平成25年度の中学生の不登校出現率は4.15%と、全国の2.69%、京都府の2.62%に比べて非常に高い状況にあります。

(3) 夢や目標

学年が上がるにつれて自信を失い、将来の夢や目標を持っていない児童生徒が増えており、平成26年度の京都府学力診断テストの質問紙調査では、夢や目標を持っていない児童生徒が、小学校高学年では6%となっていますが、中学校第2学年では16%と、中学校に入り増えています。中学生は府の12%に比べて夢を持っていない生徒が高い状況にあります。

小中一貫教育の主な概要

(1) 中学校区共通の教育目標の設定

小・中学校間の意識の壁を取り除き、中学校区を「一つの学校」としての認識を持つため、各中学校区において、共通の「教育目標」を設定。

(2) 義務教育9年間を見通したカリキュラムの編成

教育委員会が作成する、義務教育9年間を見通した系統的・継続的な標準カリキュラムをもとに各中学校区で、独自のカリキュラムを作成。

(3) 小学校高学年からの一部教科担任制の導入、小・中学校教職員による乗入授業の実施

児童の学級担任制から教科担任制へと指導体制が変化する環境変化への対応。より専門的な教科指導を行うため、小学校高学年からの一部教科担任制や小・中学校教員による一部乗入授業を導入。

(4) 児童生徒交流事業の実施

中1ギャップの緩和等を図るため、合同の野外活動や奉仕活動など、小学校間、小・中学校間による交流事業。小学生が中学校入学前に中学校舎で学校生活を体験する事業を実施。

(5) 市の特色を活かした学習活動の推進

①ふるさと学習の推進

児童生徒が、地域や社会に関心や愛着を持ち、主体的に関わる態度を育てるため、身近な題材をテーマとして取り上げた「ふるさと学習」のカリキュラムの作成。地域の人々や社会団体の協力を得て、野外活動や職場体験などの体験活動を実施。

②外国語教育の推進

英語を使ったコミュニケーション能力の育成を目指し、小学校外国語活動担当教員と中学校外国語科教員による組織を置き、相互研修を実施。

(6) 小中一貫教育推進のための組織の設置

- 小中一貫教育を着実に進めるため、各中学校区に下記組織を設置。
- ◆管理職で組織する小中一貫教育の運営全般を協議・決定する組織
 - ◆小中一貫教育担当者で組織する取り組みの企画・調整・評価をマネジメントする組織
 - ◆教職員で組織する「学力充実・向上」、「生徒指導」、「児童生徒・地域交流」に関する各種取り組みを研究・実施する組織

地域ぐるみの教育環境づくり

(1) 全市中学校区に学校支援地域本部の設置

学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみで児童生徒を育てる教育環境づくりとして、全中学校区に新たに「学校支援地域本部」を設置。

(2) 地域社会と学校の連携事業

児童生徒が地域に誇りと愛着を持ち、社会に参画する意識や地域に貢献する公共の心を養うため、地域や企業と連携し、自然体験や社会体験、職場体験などの活動や、地域清掃活動等のボランティア、地域のお祭りや伝統行事などに積極的に参加する環境づくりを推進。

本市の4・3・2制

修業年数	小学校課程6年間						中学校課程3年間		
学年区分	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
教育区分	前期			中期			後期		
	基礎・基本 習得と定着			基礎・基本 活用			基礎・基本 活用と応用		

義務教育9年間の教育区分(指導区分)を子どもたちの心身の発達・学習認識段階等に対応して、「4・3・2制」とします。

小中一貫教育の教育区分(指導区分)